

事務連絡  
平成23年12月9日

各都道府県保健福祉主管部局御中

厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室  
社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課

喀痰吸引等業務の登録申請等に係る参考様式の送付等について

今般、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。）及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）に規定する登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）、認定特定行為業務従事者、登録研修機関の登録申請等に用いる様式について下記のとおりお示しするので、各都道府県においては、参考としていただき、各登録事務について遺漏のないようされたい。

なお、本事務連絡は医政局及び老健局に協議済みであることを申し添える。

記

## 1. 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）関係

### （1）事業者登録申請等

- 法第48条の3第2項及び省令第26条の2第1項の申請書：別添 第1-1号様式
- 省令第26条の2第2項に規定する介護福祉士の氏名に関する書類：別添 第1-2号様式
- 省令第26条の2第1項第3号の書面：別添 第1-3号様式
- 省令第26条の2第1項第4号の書類：別添 第1-4号様式

### （2）登録事業者の管理

- 法第48条の5第2項・法附則第20条第2項に規定する登録簿：別添 第2号様式

### （3）事業者の登録更新等

- 法第48条の6第1項及び第2項・法附則第20条第2項の規定による届出等に関する書類：  
別添 第3-1号様式（実施行為の追加に係る事前届出事項用様式）  
第3-2号様式（登録内容の変更等に係る事後届出事項用様式）

## 第3-3号様式（登録辞退用様式）

### 2. 認定特定行為業務従事者認定証関係

#### （1）認定特定行為業務従事者認定証

○法附則第4条第1項に規定する認定特定行為業務従事者認定証：

別添 第4-1号様式（省令別表第一号、第二号研修修了者用様式）

第4-2号様式（省令別表第一号、第二号研修修了者用、交付事務委託用様式）

第4-3号様式（省令別表第三号研修修了者用様式）

第4-4号様式（省令別表第三号研修修了者用、交付事務委託用様式）

#### （2）認定証交付申請等

○省令附則第5条の規定による申請書：別添 第5-1号様式（省令別表第一号、第二号研修修了者用様式）又は第5-2号様式（省令別表第三号研修修了者用様式）

○法附則第4条第3項各号のいずれにも該当しない旨の誓約書：別添 第5-3号様式

#### （3）認定特定行為業務従事者の管理

○法附則第4条第1項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付に関する書類：  
別添 第6号様式

#### （4）認定証の変更届出等

○省令附則第7条の規定による変更の届出に関する書類：別添 第7号様式

○省令附則第8条第1項に規定する再交付申請書：別添 第8号様式

#### （5）認定の取消等

○法附則第4条第4項の規定による業務の停止又は返納に関する書類：

別添 第9号様式（認定証の返納、業務停止命令用様式）

第10-1号様式（都道府県間連絡・業務停止処分用様式）

第10-2号様式（都道府県間連絡・認定証返納処分用様式）

第11号様式（認定辞退用様式）

### 3. 登録研修機関関係

#### （1）登録研修機関登録申請等

○省令附則第10条第1項の申請書：別添 第12-1号様式

○省令附則第10条第2項第3号の書面：別添 第12-2号様式

○省令附則第10条第2項第4号の書類：別添 第12-3号様式

(2) 登録研修機関の管理

○法附則第8条第2項に規定する研修機関登録簿：別添 第13号様式

(3) 登録研修機関の登録更新等

○法附則第9条の規定による登録の更新に関する書類：別添 第14-1号様式

○法附則第11条の規定による変更の届出に関する書類：別添 第14-2号様式

(4) 業務規程

○法附則第12条第1項の規定による変更の届出に関する書類：別添 第15号様式

(5) 登録研修機関の休廃止届出

○法附則第13条の規定による業務の休廃止の届出に関する書類：別添 第16号様式

4. 認定特定行為業務従事者認定証関係（改正法附則第14条関係）

(1) 認定証交付申請等（改正法附則第14条関係）

○改正省令附則第4条第1項の申請書：別添 第17-1号様式

○改正省令附則第4条第1項第2号の書類：

別添 第17-2号様式（本人誓約書）

第17-3号様式（第三者証明書）

○改正省令附則第4条第1項第3号の書類：別添 第17-4号様式

(2) 認定特定行為業務従事者認定証（改正法附則第14条関係）

○改正法附則第14条第2項に規定する認定特定行為業務従事者認定証：

別添 第18-1号様式（不特定多数の者対象用様式）

第18-2号様式（特定の者対象用様式）

5. 登録喀痰吸引等事業者番号等の設定について

(1) 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）番号の設定

都道府県の別、登録喀痰吸引等事業者と登録特定行為事業者の別を登録番号の中で示すため、以下の体系とする。また、各都道府県で独自の区分を追加する必要がある場合には、番号の末尾に桁数を追加して用いても差し支えない。

□□ □ □□□□□□  
↓ ↓ ↓  
A B C

A:都道府県番号(2桁)

B:事業者区分(1桁)

不特定多数の者を対象とする事業者にあつては1  
特定の者のみを対象とする事業者にあつては2

C:事業者番号(6桁)

(各都道府県において任意の番号を付番)

### (2) 認定特定行為業務従事者(経過措置の適用により認定される者を含む)番号の設定

都道府県の別、経過措置適用の有無を登録番号の中で示すため、以下の体系とする。また、各都道府県で独自の区分を追加する必要がある場合には、番号の末尾に桁数を追加して用いても差し支えない。

□□ □ □□□□□□  
↓ ↓ ↓  
A B C

A:都道府県番号(2桁)

B:経過措置適用区分(1桁)

経過措置を適用しない者にあつては1  
経過措置を適用する者にあつては2

C:従事者番号(6桁)

(各都道府県において任意の番号を付番)

### (3) 登録研修機関番号の設定

都道府県の別、実施する研修課程の種別を登録番号の中で示すため、以下の体系とする。また、各都道府県で独自の区分を追加する必要がある場合には、番号の末尾に桁数を追加して用いても差し支えない。

□□ □ □□□□  
↓ ↓ ↓  
A B C

A:都道府県番号(2桁)

B:実施研修課程区分(1桁)

省令別表第一号、第二号研修を開講する機関(第一号、第二号と第三号研修を合わせて開講する場合も含む)にあつては1

省令別表第三号研修を開講する機関にあつては2

C:研修機関番号(4桁)

(各都道府県において任意の番号を付番)